

# 府中市 中小企業 事業資金 融資 あっ旋制度のご案内

## 1 はじめに（制度のご説明）

融資を受ける際の**利子**の一部を府中市が**補助**いたします。

府中市では、市内中小企業の方に、事業資金の融資あっ旋を行っています。

また、金融機関で事業資金の融資をご利用の際、利子の一部を市が補助することで、低利の融資をご利用いただけます。

一例：契約利率 1.95%のうち、市が 1.5%を補助しますので、0.45%の負担で済みます。

※詳細は「**3** 中小企業事業資金融資一覧」をご覧ください。

## 2 ご利用いただける方

### 市内の中小企業者及び市内で創業しようとする方

- ① 法人の場合は、市内に事業所がある方。個人事業主の場合は、市内に事業所または住民登録を有する方。
- ② 同一の事業を1年以上営んでいる方。
- ③ 確定申告を行い、市税を完納している方。
- ④ 東京信用保証協会または東京都農業信用基金協会（以下、「保証機関」とする）の保証対象業種を営んでいる方。
- ⑤ 保証機関の信用保証を得られる方。
- ⑥ 許認可等が必要な業種にあっては、原則として当該許認可を受けている方。
- ⑦ 創業資金をご利用の場合は都内に住所を有し、府中市内で創業する方。



中小企業者とは（中小企業信用保険法第2条第1項による）

	製造業等	卸売業	小売業（飲食業）	サービス業
資本金	3億円以下	1億円以下	5,000万円以下	5,000万円以下
従業員	300人以下	100人以下	50人以下	100人以下

※ 製造業等の「等」とは、卸売業、小売業及びサービス業以外の業種をいいます。

※ 個人事業主の場合は従業員のみ、法人の場合は資本金または従業員のいずれかが該当している方。

※ 従業員数に家族従業員（個人の場合）、会社役員等は含みません。

※ 上記の他に必要となる条件があるなど、融資の種類によって資格要件は異なります。

詳細は、「**3** 中小企業事業資金融資一覧」をご確認ください。

### 3 中小企業事業資金融資一覧

令和7(2025)年7月1日～

融資の種類	資格要件	使途区分	申込み限度額	期間	利用者負担利率	その他
小口事業資金	①法人の場合は、市内に事業所があること 個人事業主の場合は、市内に事業所または住民登録を有すること ②同一の事業を1年以上営んでいること ③確定申告を行い、市税等を完納していること ④東京信用保証協会または東京都農業信用基金協会（保証機関）の保証対象業種を営んでいること ⑤保証機関の信用保証を得られる方 ⑥許認可等が必要な業種にあっては、原則として当該許認可を受けている方	運転	1,250万円	7年以内 (据置6か月含)	<b>1.1%</b> (契約利率 2.25%) (市補助利率 1.15%)	○連帯保証人について 個人、法人共に、金融機関及び信用保証協会の判断による。  ○物的担保について 原則として不要ですが、金融機関や保証機関が必要とする場合もあります。
		設備	1,500万円	10年以内 (据置6か月含)		
小口零細事業資金	上記、小口事業資金の要件の他、 ①従業員が20人（卸・小売・飲食・サービス業は5人）以下であること ※サービス業のうち、宿泊業及び娯楽業は20人以下 ②この融資を含め、信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること ※こちらの資金は、マインズ農業協同組合では取り扱われていません。	運転	1,250万円	7年以内 (据置6か月含)	(契約利率 2.05%) (市補助利率 1.15%)	○申込み額について 申込み額は <b>10万円単位</b> （10万円未満切り捨て）です。  ○使途区分について 運転資金：仕入準備資金、買掛金決済、人件費等 ※納税・借入金返済目的等は対象外 設備資金：店舗・事務所の新築・改善等、機械等の設備購入、不動産の購入、営業車の購入等 ※市内への設備投資に限ります。 ※支払後は対象外です。 ※車両の購入においては ・車両は、営業用車両に限ります。 ・購入する車種や見積書等で営業用車両であることの確認が困難な場合は、300万円を限度とします。（営業用としてではない使用が確認できた場合、利子補給分の返還を求めることがあります。） ・車種によっては対象外となる場合があります。 ※市内への事業所開設に要する設備資金についても、開設予定が確認できれば対象とします（都内事業者のみ）。
		設備	1,250万円	10年以内 (据置6か月含)		
季節短期資金	上記、小口事業資金の要件の他、 ①申込み期間 6月1日～8月31日、11月1日～1月31日 ②季節短期資金を現在利用していないこと	運転	500万円	1年以内 (据置6か月含)	(契約利率 2.25%) (市補助利率 1.15%)	
不況対策特別資金	上記、小口事業資金の要件の他、 ①市内に主たる事業所を有すること ②最近3か月間または最近1年間の売上高（生産高）が、前年、2年前、3年前のいずれかの年の同期と比較して、10%以上減少していること ③原則として、不況対策特別資金を現在利用していないこと	運転	700万円	5年以内 (据置12か月含)	(契約利率 1.95%) (市補助利率 1.5%)	
借換資金	上記、小口事業資金の要件の他、 ①同一の金融機関において、小口事業資金、小口零細事業資金、不況対策特別資金を2種類以上利用し、かつ、貸付金の償還が2年以上継続して行われていること ②借換資金を現在利用していないこと	運転	既存融資残高の合計または1,000万円のどちらか低い額	5年以内 (据置6か月含)	金融機関所定利率から <b>1.15%</b> を引いた利率 (市補助利率 1.15%)	○創業資金について お申込み前に、創業支援機関（むさし府中商工会議所や金融機関等）へご相談いただき、十分な創業計画をご検討ください。  <創業支援機関> ・むさし府中商工会議所 電話 042-362-6421 ・多摩信用金庫「創業支援センターTAMA」 電話 042-526-7766 ・日本政策金融公庫（立川支店）（取扱金融機関ではありません。） 電話 042-524-4191 ・西武信用金庫（地域協創部） 電話 03-6382-7016
創業資金	上記、小口事業資金の要件③・④・⑤・⑥の他、 ①個人及び法人の代表者は都内に住所を有すること ②創業地が市内であること ③事業所・店舗が市内にあり、事業所の市外転出の予定がないこと <上記の資格に加え、次のいずれかに該当する方> ・2月以内に創業しようとする方（ただし、産業競争力強化法に基づく特定創業支援等事業の認定を受けた方は6月以内とする。） ・創業日から1年未満の方	運転   設備	1,000万円	7年以内 (据置12か月含)	(契約利率 1.85%) (市補助利率 1.35%)	

● 利率は、申込時期によって変更になる場合があります。

## 4 追加融資について

### 【申込みの制限】

- ・原則、残債がある場合、同一の融資における2口目の申込みはできません。(異なる融資は、残債に関わらず、申込限度額の範囲内で申込みできます。)  
ただし、小口事業資金及び小口零細事業資金については、残債がある場合でも、同一の用途(運転・設備)に限り、申込限度額の範囲内で2口目まで申込みすることができます。また、創業資金については、用途に限らず、申込限度額の範囲内で2口目まで申込みすることができます。  
※小口事業資金または小口零細事業資金の利用中に、小口零細事業資金または小口事業資金を同一の用途で申込み場合は、2口目としての取扱いになります。
- ・借換資金の残債がある場合、異なる事業資金は、小口事業資金(運転)、小口零細事業資金(運転)、不況対策特別資金のいずれか1種類までしかお申込みできません。  
また、その場合の申込み限度額は500万円です。

### 【残債相殺】

- ・小口事業資金(運転)、小口零細事業資金(運転)、不況対策特別資金の残債があり、かつ、その残債期間が1年未満である場合は、同一の金融機関からの、同一の新たな融資によってその残債を相殺することができます。

## 5 注意事項

- 返済方法は元金均等月賦返済です。約定どおりに返済してください。
- 市への申込書類とは別に、信用保証機関への申込みに必要な書類がありますので金融機関へ確認してください。
- 融資実行の際は、融資決定額から信用保証機関が定める料率による信用保証料が差し引かれます。
- 申込内容(住所・代表者・申込み設備の内容等)に変更が生じた場合は、速やかに市及び金融機関へ届け出てください。



### 【あっ旋決定の取消し】

- 次の事項に該当した時は、あっ旋の決定を取消し、利子補給の停止や補助金の返還を求める場合があります。
- 当資金を目的外に使用したとき。
  - 廃業をしたとき。
  - 当資金によって購入した設備等を市外へ移転したとき。
  - 資格要件を満たさなくなったとき。

## 6 お申込み先

- |  |   |
|--|---|
| ○ 府中市生活環境部産業振興課(市役所おもや 3階)<br>〒183-8703 府中市宮西町2-2-4<br>電話 042-335-4142(直通)<br>FAX 042-360-9370 | ○ むさし府中商工会議所<br>〒183-0006 府中市緑町3-5-2<br>電話 042-362-6421<br>FAX 042-369-9889 |
| ■ 京王線 府中駅より徒歩5分<br>■ JR南武線、武蔵野線府中本町駅より徒歩3分   | ■ 京王線 東府中駅北口より徒歩1分  |

## 7 融資までの流れ

市への融資あっ旋の申込み後、市からあっ旋決定通知書が届きましたら、指定された金融機関で融資申込みをし、あわせて信用保証機関の保証申込みをします。審査を経て、信用保証が受けられると、金融機関より融資が実行されます。

なお、信用保証機関の役割は、融資を受けたときの債務を保証して事業の健全な発展を支援することです。

- ◎お申込みから、融資実行まで、およそ1か月かかります。
- ◎ご利用される金融機関ともご相談ください。
- ◎融資実行の可否及び金額は、信用保証機関による審査の後に決定されます。

## STEP 5

### 融資実行



## STEP 4

### 信用保証調査

信用保証機関が  
申込者の信用保  
証を調査（審査）



## STEP 3

### 信用保証依頼

金融機関が  
信用保証機関に  
信用保証を依頼

## STEP 2

金融機関へ  
指定金融機関へ  
融資申込み  
&  
信用保証機関へ  
保証申込み

## STEP 1

### 府中市へ申込

府中市から  
あっ旋決定通知書  
を申込者に送付

府中市から  
金融機関へ  
あっ旋書を送付

※府中市への申込前に、予め金融機関と融資額等の事前相談をされることを推奨いたします。

お申込みから  
融資実行まで  
およそ1カ月

## 8 取扱金融機関

市内の金融機関及び  
山梨中央銀行国分寺支店、多摩信用金庫西国分寺支店です。

金融機関名	連絡先	金融機関名	連絡先
みずほ銀行 府中支店	042-336-5271	西武信用金庫 府中支店	042-336-6001
三菱UFJ銀行 府中支店	042-364-8191	多摩信用金庫	府中支店 042-366-8211
	府中駅前支店 042-364-8191		中河原支店 042-366-3311
三井住友銀行 府中支店	042-527-2515		北府中支店 042-367-1311
りそな銀行 東府中支店	042-363-6111		北山支店 042-573-4711
	府中中河原支店 042-366-4007		東府中支店 042-367-5211
山梨中央銀行 国分寺支店	042-324-3750	西国分寺支店	042-326-1511
東日本銀行 府中支店	042-364-6511	大東京信用組合 府中支店	042-363-7511
きらぼし銀行 府中支店	042-306-9503	マインズ農業協同組合	市内各支店(本店)
			042-334-6111
東京三協信用金庫 府中支店			042-365-8111

※小口零細事業資金は取り扱っていません。

## 9 必要書類

※「申込書」、「情報提供に関する同意書」、「不況対策特別資金融資あっ旋対象該当届」、「創業計画書」、「家主の承諾書」は市のHPからダウンロードできます。

府中市 中小企業 融資

検索

※○…必須書類 △…該当する場合は必要 無印…申込み制度によって必要

個人事業主	法人	書類種別	備考	☑
○	○	・申込書	市のHPからダウンロードできます 印は印鑑証明書と同じ実印を使用	<input type="checkbox"/>
○	○	・確定申告書の写し	電子申告の場合は受付通知（メール詳細）を添付 個人：青色 青色申告決算書を含む一式 または 白色 収支内訳書を含む一式 法人：別表1、法人事業概況説明書	<input type="checkbox"/>
	○	・登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	1通 3か月以内のもの 写し可	<input type="checkbox"/>
○	○	・印鑑証明書	1通 3か月以内のもの 写し可 個人：代表者実印 法人：法人印（代表者分については不要）	<input type="checkbox"/>
△	△	・納税証明書 ／非課税証明書 ※ 課税証明書は不可	※府中市外に代表者住所、本店登記等がある場合 (府中市の納税証明書は不要) 今年度・前年度の2年分 代表者住所が市外の場合： 市・都民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税 法人登記地が市外の場合： 法人市民税、固定資産税、軽自動車税	<input type="checkbox"/>
△	△	・許認可書等の写し	必要業種のみ	<input type="checkbox"/>
代表者の住所が市外の場合	登記が市外の場合	・事業所確認書類	市内に事業所があることを確認できるもの (開廃業等届出書、公共料金の領収書、 事業所の写真・地図・ホームページ等)	<input type="checkbox"/>
該当の融資を申込みの場合	設備資金	・見積書 ・物件の所有権が分かる書類 ・家主の承諾書(任意書式)	宛名は法人の場合は法人宛、個人の場合は個人もしくは屋号宛 ※申込書記載の事業所名または代表者名と同一の宛名であること 改修する物件の所有者と申込者が同一の場合 改修する物件の所有者と申込者が異なる場合	<input type="checkbox"/>
	小口零細事業資金	・情報提供に関する同意書	市のHPからダウンロードできます	<input type="checkbox"/>
	不況対策特別資金	・不況対策特別資金融資あっ旋対象該当届 ・試算表など帳簿類 ・事業所確認書類	市のHPからダウンロードできます (記入方法は該当届裏面をご覧ください) 該当届に記入した月毎の売上げを確認できるもの 上記の他、市内に主たる事業所があることを確認できるもの	<input type="checkbox"/>
	創業資金	・創業計画書 ・確定申告書の写し または ・源泉徴収票の写し ・個人事業の開廃業届出書 ・創業地が市内と分かる書類	市のHPからダウンロードできます 電子申告の場合は受付通知（メール詳細）を添付	<input type="checkbox"/>
				既に創業している場合 創業前の場合

※資格要件の審査のため、追加で書類の提出をお願いする場合があります。